

製品安全規制の見直し

令和 7 年 3 月 21 日

産業保安・安全グループ 製品安全課

目次

- 1, ポータブル電源、リチウムイオン蓄電池の安全対策
- 2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 3, 電気用品の雑音強さの見直し
- 4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況
- 5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化
- 6, 家庭用品品質表示法における表示改正
- 7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

目次

1, ポータブル電源、リチウムイオン蓄電池の安全対策

2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

3, 電気用品の雑音強さの見直し

4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況

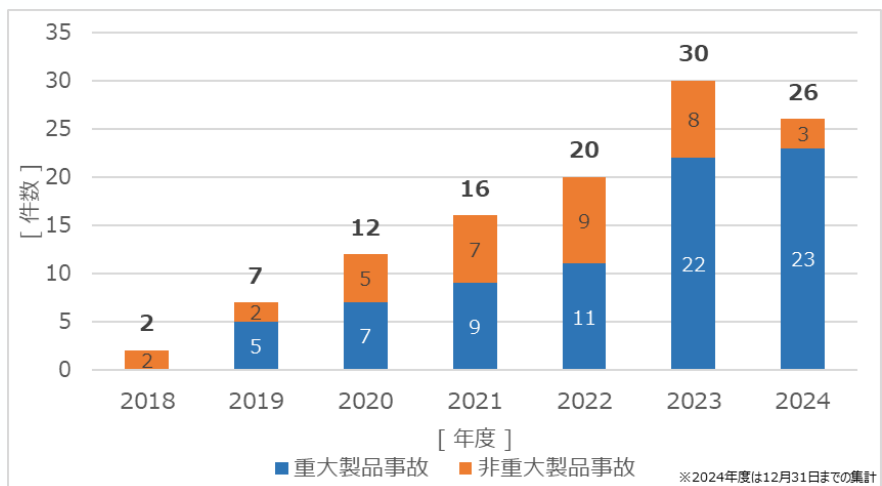
5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化

6, 家庭用品品質表示法における表示改正

7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

ポータブル電源の安全対策

- 災害時やアウトドア等で使用されるポータブル電源について、事故（火災）件数が増加傾向にあることを踏まえ、経済産業省は、**安全性要求事項を取りまとめ**、公表。
- 電気製品の安全のための**第三者認証制度（Sマーク制度）**の安全基準として、**安全性要求事項が採用**。
- 2024年11月に設立した一般社団法人日本ポータブル電源協会において、安全性要求事項を基に**JIS原案を作成中**。



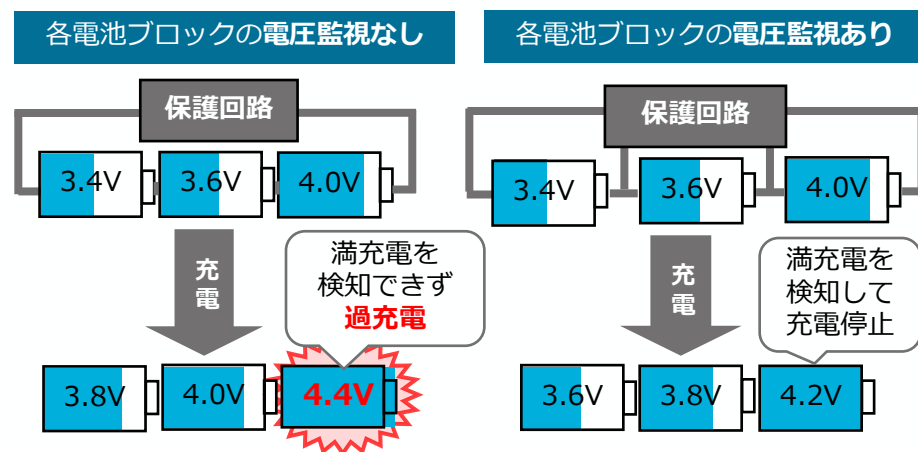
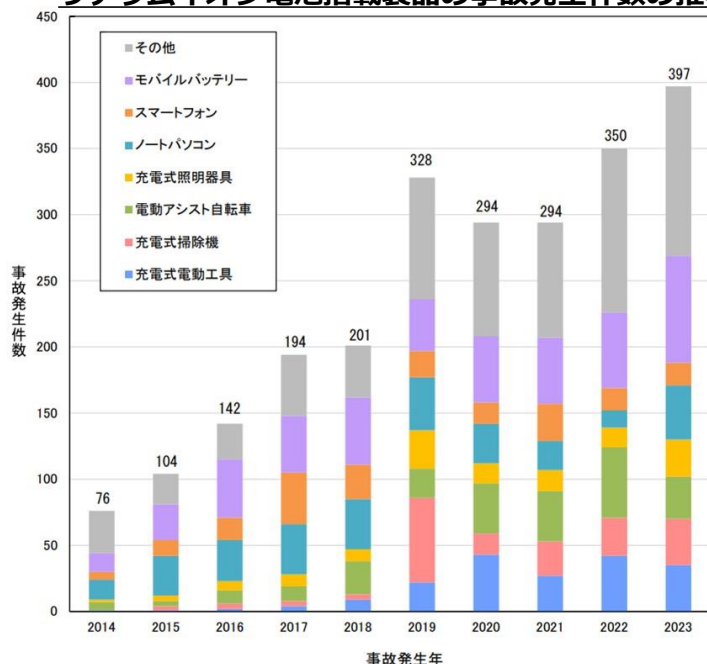
【出典】独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が把握した、2018年4月1日～2024年12月31日に発生した製品事故を対象に作成。※消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故に加え、NITEが収集した非重大製品事故を含む。



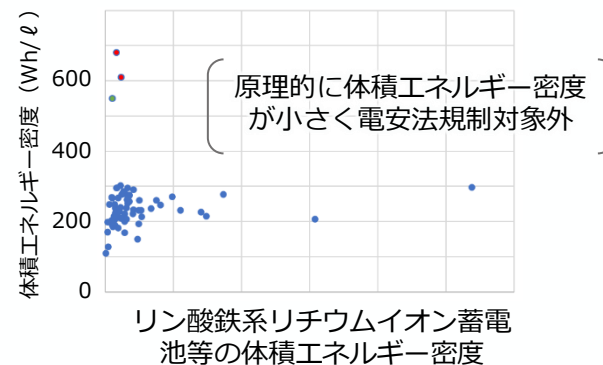
リチウムイオン蓄電池の事故防止

- 電気用品安全法令においてリチウムイオン蓄電池の技術基準を定めており、2022年12月には、過充電による発火事故を未然に防止するため、電圧監視に関する要件を明確化。
- これにより、2年間の経過措置期間が満了となる2024年12月以降、日本市場にはより安全性の高いリチウムイオン蓄電池が流通する環境を整備。
- また、最新の製品動向を踏まえ、近年、安全性、コスト面の観点からポータブル電源等への採用が進んでいる、体積エネルギー密度の低いリン酸鉄系のリチウムイオン蓄電池について、安全担保の方策を検討。結果、現行の技術基準で安全を担保することが可能なことを確認。

リチウムイオン電池搭載製品の事故発生件数の推移



【出典】第14回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全
小委員会（2024年3月18日）



【出典】令和6年度 産業保安等技術基準策定研究開発等事業（電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈の見直し等に係る調査）

目次

1, ポータブル電源の安全対策

2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

3, 電気用品の雑音強さの見直し

4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況

5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化

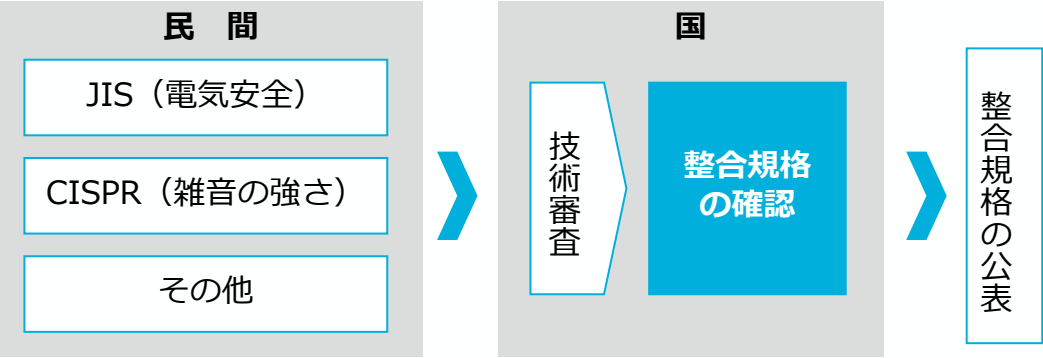
6, 家庭用品品質表示法における表示改正

7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

- 電気用品安全法の技術基準の性能規定化に伴い、JIS等公的規格が技術基準省令を満たしているかを確認するため、電気用品整合規格検討ワーキング・グループ（WG）を設置。
- 今年度は、WGでの審議等を経て、**計23のJISを整合規格として解釈別表第12に採用**。
- 整合規格の整備を促進し、ダブルスタンダードになっている**解釈別表の一本化**に向けた対応中。

WGの概要



WGの開催状況等

<第25回WG（23規格）>

2024年10月10日	WG開催
2024年12月6日 ～1月7日	パブリックコメント
2025年2月1日	解釈別表第12へ採用

■ 審議した規格の一例
表題：産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム-第2部:安全性要求事項
改正概要：対応するIEC規格改訂に伴い、安全上の理由からシステムロック機能の追加等

これまでのWGで**累計352規格**について審議済み

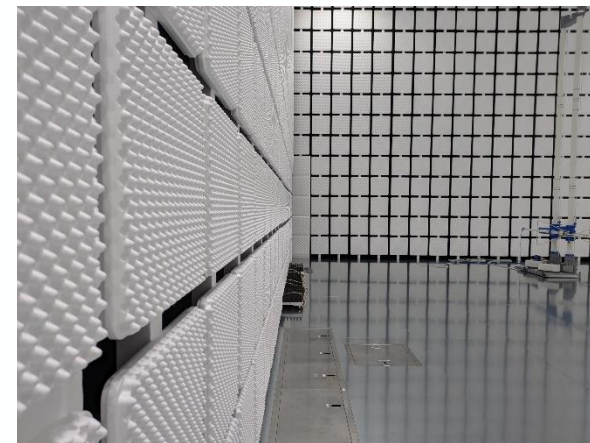
目次

- 1, ポータブル電源の安全対策
- 2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 3, 電気用品の雑音強さの見直し**
- 4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況
- 5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化
- 6, 家庭用品品質表示法における表示改正
- 7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

電気用品の雑音強さ（別表第10）の見直し

- 電気用品調査委員会において、2023年5月から325品目の電気用品について電波雑音に関する検証を実施。
- 今般、解釈別表第10で雑音の強さが要求される電気用品は、解釈別表第12の表2の基準のいずれかを適用することができることを確認。
- これを踏まえ、本年夏頃に解釈への反映を行い、**解釈別表第12へ一本化する予定**。

検討体制



雑音の強さを測定する電波暗室

目次

1, ポータブル電源の安全対策

2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況

3, 電気用品の雑音強さの見直し

4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況

5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化

6, 家庭用品品質表示法における表示改正

7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況（１）

- 電気用品安全法の解釈は、旧来の技術基準省令等で定めていた我が国特有の基準を例示基準として整理した解釈別表第1から11と、国際規格に準拠した解釈別表第12の整合規格で構成されているところ、整合規格が整備された分野から**解釈別表第12への一本化すべく対応中**。

電気用品安全法の解釈

別表	電気用品	別表第12への一本化の状況
別表第1	電線及び電気温床線	2024年5月末に対応済み
別表第2	電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品	検討中
別表第3	ヒューズ	検討中
別表第4	配線器具	2024年5月末に対応済み
別表第5	電流制限器	検討中
別表第6	小型単相変圧器及び放電灯用安定器	検討中
別表第7	小型交流電動機	2024年5月末に対応済み
別表第8	交流用電気機械器具並びに携帯発電機	検討中
別表第9	リチウムイオン蓄電池	2022年12月末に対応済み
別表第10	雑音の強さ	2025年夏頃に対応予定
別表第11	絶縁物の使用温度の上限値	検討中

電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況（２）

- 解釈別表第12への一本化に係る検討の中で、JIS等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できていない等の課題が顕在化。
- こうした課題に対応するため、今年度、「いつ」「誰が」「何をする」かを整理したアクションシートを取りまとめ。2028年度の一本化を期限として、業界でのJIS原案作成・当該JISの解釈別表第12への反映や、「バスケットクローズ規格※」の整備を進める。
- 性能規定化された技術基準省令を満たすには、バスケットクローズ規格への適合と併せ、事業者自身が製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを行うことが必要。このため、リスクアセスメント実施に資するマニュアルの整備を進める。

アクションシートの概要

< 課題 >

- ①整合規格に未整備のものがある
- ②解釈別表第12の別紙（国の解釈通達）が廃止されていない
- ③リスクアセスメントの必要性が理解されていない
- ④解釈別表第12への一本化に伴う大幅な設計変更への対応が必要となる

アクション 1

アクション 2

アクション 3

...

(例)

誰が	何をする	いつ（予定）
..	...	...
..	...	...
国	バスケットクローズ規格を 解釈別表第12に採用する	2028年度

※バスケットクローズ規格：既存規格及び通則では、技術基準省令に定める技術的要件を満たすことができない電気用品に対して、共通的に活用できるような整合規格

目次

- 1, ポータブル電源の安全対策
- 2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 3, 電気用品の雑音強さの見直し
- 4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況

5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化

- 6, 家庭用品品質表示法における表示改正
- 7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

携帯液化石油ガス用バーナー（ガストーチ）の規制対象化

- 近年、キャンプ、あぶり料理等での使用による販売量の増加とともに事故件数も増加傾向にある「**携帯液化石油ガス用バーナー**」（**ガストーチ**）について、**液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）**の政令を改正（2024年12月）し、**規制対象製品（特定液化石油ガス器具等（◇PSLPGマーク対象））**に追加。**2025年2月6日施行**（経過措置期間※：施行から1年間）。
- 政令の施行に併せ、当該製品の**登録検査機関**として、**日本ガス機器検査協会（JIA）**を登録済み。
- 経産省やNITEから、事業者（製造、販売、輸入、ネットモール事業者等）・消費者に向けて**規制開始の周知、QA等を発信**するとともに、特に消費者に対しては、経過措置期間中であることを踏まえ、引き続き**安全性に問題のある製品に対する注意を促す広報**を実施。
- 今後、経過措置期間中に、安全性に問題のある製品が出回らないよう、業界団体と協力して流通モニタリングや広報を実施。

※法令の制定改廃に際し、旧法から新法へ円滑に移行するために必要な過渡的措置として設定される期間。

規制周知のための特設ページ

ホーム ▶ 政策について ▶ 政策一覧 ▶ 安全・安心 ▶ 製品安全 ▶ 製品安全ガイド ▶ ガストーチに対する規制が開始されます

ガストーチに対する規制が開始されます

ガストーチに対する規制が開始されます！

あぶり料理や火起こしなど、キャンプやおうち時間に便利なガストーチ。ですが、粗悪な作りの製品による、火災やけどなどの事故が多く発生しています。

そこで、こうした製品による事故を防ぐため、2025年2月より、ガストーチに対する新たな規制が始まります。国の定める安全に関する基準を満たしたガストーチには、「◇PSLPGマーク」が表示され、マークの表示されていない製品の販売が禁止されます。

ここでは規制の詳細と、ガストーチの安全な使い方について解説します。安全に正しく使って、楽しい日々を送りましょう！

施行日当日（2/6）の投稿

【経済産業省】リコール・製品事故情報(製品事...
@kochijiko

本日2月6日より、**#ガストーチ**が**#PSLPGマーク**の対象製品になります🔥
新しいガストーチを購入する際は、ぜひPSLPGマークをチェックしてみてください👀
また、1年間は移行期間として、マークの無い製品も販売されます。そういったマークの無いガストーチの安全な選び方は画像をチェック！



NITE プレスリリース（2025年2月27日）

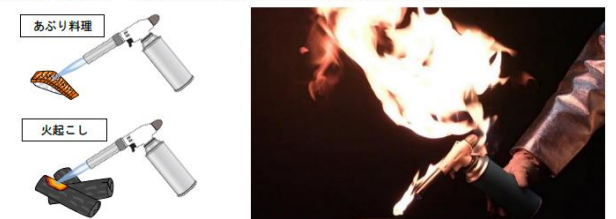
News Release



nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
法人番号 9011005001123
2025年2月27日

事故原因の7割が製品に問題 ～ガス“漏れ”バーナーに新たな規制～

調理やアウトドアで便利なガスバーナー（いわゆる「ガストーチ」）ですが、粗悪な製品（主に海外製）での事故が多く発生しています。このような事故を防ぐため、2025年2月6日から新たにガストーチが「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象となりました（詳細は別紙1を参照）。しかし、すでに購入済みの製品や、1年間の経過措置期間中に流通している製品の中には、安全性が劣っているおそれのある製品も存在していることから、引き続き事故の発生が懸念されます。独立行政法人製品評価技術基盤機構【NITE（ナイト）、理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原】はガストーチの安全な使用方法について注意喚起を行います。



ガストーチの使用用途例とガス漏れして引火した再現映像

目次

- 1, ポータブル電源の安全対策
- 2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 3, 電気用品の雑音強さの見直し
- 4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況
- 5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化
- 6, 家庭用品品質表示法における表示改正**
- 7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

家庭用品品質表示法における表示改正

- **サングラス**は、家表法において「視力補正用のものを除く、一般屋外における強烈な太陽光線等に対する目の保護のために使われるもの、又はファッションの一つのアイテムとして着用するもの」と定義され、定められた屈折力等を満たすことが求められている。
- 昨今、**目の保護**の観点からの試験方法等を定めた**国際規格（ISO-18526-1等）が改正**されたことを踏まえ、当該国際規格に対応する**JIS T8141（遮光保護具）、JIS T8147(保護めがね)**が**本年秋頃に改正される予定**。**家表法においても、屈折力、平行度等について当該JISを引用**していることから、**規程（雑貨工業品品質表示規程）の改正を行うもの**。
- **2026年前半**を目途とした**規程改正**（官報告示）に向けて、消費者庁及び業界等と調整を進めていく。

雑貨工業品（サングラス）の規程改正

ISO/JISの改正に伴い、家表法の規程（雑貨工業品品質表示規程）におけるサングラスの品質と試験方法を改正。

（１）品名については、区分に応じて表示名が決められているが、そのうち「サングラス」区分の内容を変更

品名（表示名）	区分
サングラス	・ 屈折力(＊)は球面屈折力が$\pm 0.12D^*$、円柱屈折力が$0.12D^*$以下、左右の球面屈折力の差が$0.18D$以下のもの。 ・ 平行度(＊)が$0.25cm/m$以下のもの。 ・ 平行度の不均衡が水平（ベースアウト$1.00cm/m$、ベースイン$0.25cm/m$）、垂直$0.25cm/m$以下であるもの。

＊ 屈折力：レンズが光線を曲げる能力。＊D（ディオプトリ）：レンズの屈折力の単位。＊ 平行度：レンズに対して直角に入った光がレンズを通過してずれる角度。

（注）今回の改正では、目の保護を図る観点から、下線部の数値を変更、**太字は新規設定**の予定。

（２）「屈折力」「偏光度」「平行度」「可視光線透過率」「紫外線透過率」の試験方法の変更

目次

- 1, ポータブル電源の安全対策
- 2, 電気用品整合規格検討ワーキング・グループでの検討状況
- 3, 電気用品の雑音強さの見直し
- 4, 電気用品安全法の技術基準解釈通達の整備状況
- 5, 携帯液化石油ガスバーナー（ガストーチ）の規制対象化
- 6, 家庭用品品質表示法における表示改正
- 7, 登山用ロープの現状、規制の在り方

登山用ロープ^{PSC}の現状、規制の在り方

経緯・現状

- ✓ 登山用ロープ（身体確保用のものに限る）は昭和40年代、強度不足のものが多く出回り、切断による滑落死亡事故等が相次いだため、**1975（昭和50）年に消安法での『特定製品』に指定。**
- ✓ 以後、登山用ロープでの事故報告は6件（1975～2024年）あるが、**ロープの脆弱性等の製品起因での事故報告はない。**
→2008年4月に発生した事故（落石によるロープ切断）が直近の報告（NITE製安センター調べ）
- ✓ 一部の市販品（主にディスカウント店やECで販売）では、PSCマーク、UIAA（国際山岳連盟による安全基準）やCEマーク（EN規格適合）が付されないものが確認※されているが、全般的に、国内では登山関係者や販売店の努力等により、**技術基準等への適合品を使用する慣習が根付いており、今後、不適合品の購入や使用が行われる蓋然性は著しく低い見込み。**
- ✓ 消安法での届出事業者数は、20社（製造3、輸入17）

※（参考）令和2及び3年度に実施した試買テストにおいて、消安法上の技術基準・表示での不適合品を確認。

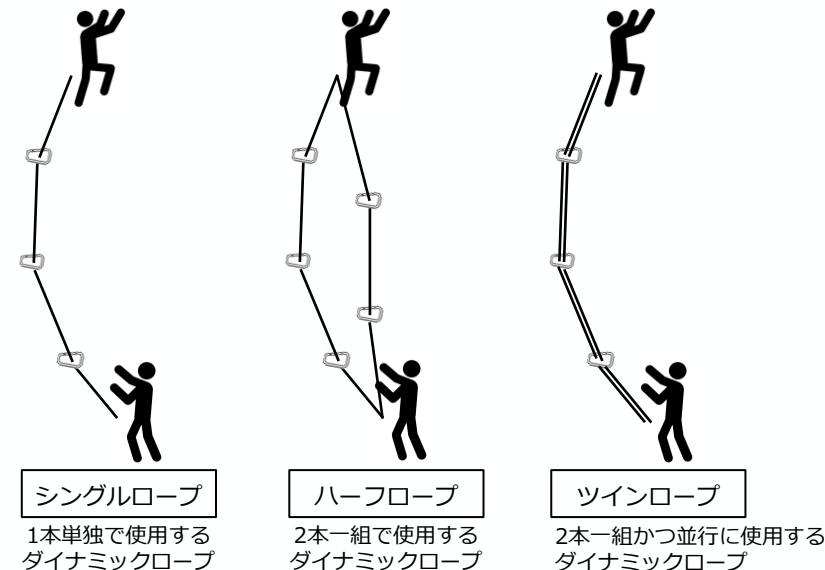
課題認識

- 登山用ロープは、国際的な流通商材であり、EN規格（欧州）と相関するUIAA規格が**安全性に関する国際的な規格**として認識されており、他国でも概ねそれらに準じた安全基準が採用。（なお、登山用ロープに関するJIS規格なし）
- 他方、登山用ロープとしての**対象範囲**や**試験方法**に関して、**消安法での登山用ロープへの技術基準（PSC基準）と国際的な規格の間に整合していないこと**や、**国内で十分な試験環境がない**状況（下記参照）を受け、国内の販売事業者等から改善要望あり。

不整合事項：①PSC基準にある『せん断衝撃試験』（靱性、脆性等への耐性評価）はEN/UIAA規格では要求されておらず、また、落下衝撃試験でも落下回数や試料の温湿度管理、ロープの自由端の取扱方法等が異なるため、国際的な規格に沿った落下衝撃試験を国内で実施できない。②国際的な規格では、ツインロープ（2本のロープを1つのカラビナ（固定具）に通すことでシングルロープと同じ役割を持つロープ）を登山用ロープの対象とされているが、PSC基準ではツインロープも適用範囲内と解釈できる余地がある一方で、国内で試験できる施設がないため、国内での適合性確認ができない。（現状、国内でEN/UIAA規格の試験はできない）

以上のような**製品事故の発生状況や国内での流通・使用実態等を踏まえ、登山用ロープに対する規制の在り方を今後検討**していく。

◆登山用ロープ（ダイナミックロープ）の主な種類・使い方



ダイナミックロープ

登山又はクライミングをしている人の自由落下を限られたピーク力で止めることができるロープ。岸壁や急傾斜の氷雪面等の登はんまたは下降中に身体確保として用いられる。